

# 札幌市指定給水装置工事事業者 指定更新申請（郵送等）手続き

## 1 送付場所（あて先）

〒060-0041 札幌市中央区大通東1丁目2番地

札幌市水道局 給水装置課給水技術係 電話：011-211-7055 FAX：011-211-7082

## 2 指定の更新要件（水道法第25条の3、水道法施行規則第20条）

- (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。
- (2) 次の機械器具を有すること。
  - イ 管の切断用の機械器具（金切りのこ等）
  - ロ 管の加工用の機械器具（やすり、パイプねじ切り器等）
  - ハ 接合用の機械器具（トーチランプ、パイプレンチ等）
  - ニ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
  - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
  - ハ 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ニ 指定を取り消された日から2年を経過しない者
  - ホ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - ヘ 法人の役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

## 3 指定の通知と告示

手数料納入の確認後からおおむね3週間程度で更新の可否を決定し、申請者へ通知するとともに、指定の更新を行った旨を告示します。

## 4 更新申請手数料（札幌市水道事業給水条例第34条、別表4）

8,000円

申請書類の確認が終わりましたら、納入通知書を返信用封筒にて郵送しますので、納入通知書に明記されている金融機関及び期日までにお支払いください。

## 5 更新までの流れ

- (1) 申請書の提出 ⇒ 提出書類を郵送等で給水技術係宛に送付する。
- (2) 申請書の受付 ⇒ 書類に不備がある場合は、水道局から連絡があります。
- (3) 手数料の納入 ⇒ 水道局から返信用封筒にて納入通知書を郵送いたしますので、指定された期日までに、届いた納入通知書で手数料（8,000円）を納入します。
- (4) 納入の確認 ⇒ 領収書（お客さま控）の画像をFAXまたはEメールで、給水技術係に提示する。  
※メールアドレスは、返信用封筒に同封した書類に記載されています。
- (5) 審査 ⇒ 更新の基準を満たしているか審査します。
- (6) 更新 ⇒ 更新の要件を満たしていれば、更新されます。

（裏面へ続く）

## 6 提出書類（水道法第25条の2、水道法施行規則第18条、19条）

以下の「指定の更新時の提出書類確認表」を参考にすること。

指定の更新時の提出書類確認表

●：必要

△：該当する場合

▲：郵送する場合

法人	個人	No.	提出書類一覧	備考
●	●	1	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式）	押印不要
●	●	2	機械器具調書（様式）	写真等不要
●	●	3	誓約書（様式）	-
●	●	4	給水装置工事主任技術者免状又は給水装置工事主任技術者証の写し	選任している主任技術者全員分を添付
●	-	5	定款又は寄付行為の写し	-
●	-	6	登記簿の謄本又は登記事項証明書の <b>原本</b> （履歴事項全部証明書）	申請日前1カ月以内に発行されたもの
-	●	7	住民票の <b>原本</b>	申請日前1カ月以内に発行されたもの
●	●	8	指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書（様式）	内容に応じて、No.8-1～No.8-4を添付（それぞれ該当しなければ添付不要）
△	△	8-1	冬のくらしガイド掲載アンケートの写し	「No.8 事業運営に関する確認書」の業務内容がアンケート内容と変わらなく、記入を省略する場合
△	△	8-2	指定給水装置工事事業者の講習会の終了証の写し	受講している場合 （終了証を発行していない講習会の場合、添付不要）
△	△	8-3	給水装置工事主任技術者の研修会の受講を証明する書類の写し （例）eラーニング試験実施履歴 研修終了日が記載された主任技術者証	受講している場合 （終了証を発行していない研修会の場合、添付不要）
△	△	8-4	資格を証明する書類の写し （例）給水装置工事配管技能検定合格者証 配管科の課程終了証書	「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を実施する場合
▲	▲	9	指定更新の郵送等受付に伴う確認書（様式）	郵送申請する場合
▲	▲	10	返信用封筒 （角形2号封筒、140円切手貼付済のもの）	郵送申請する場合

## 7 郵送等での受付による注意事項【重要】

- (1) 申請者は、電話の他にFAXまたはEメールが使用可能であること。
- (2) 返信用封筒は、角形2号封筒に返信先を記入し切手(140円)を貼付けた状態で提出すること。なお、返信用封筒は折りたんで構いません。〈返信先未記入または切手貼付け無しのは、受付いたしません。〉
- (3) 申請者は、水道局からの修正指示が円滑に進むように、申請書の控を取っておくこと。
- (4) 手数料の納入が確認出来るまで、申請の受付は完了しません。
- (5) 郵送等の方法については、郵便や宅配便業者のメール便などをご利用になれます。

## 8 更新に関する注意事項

- (1) **郵送での更新受付は指定の有効期限の1ヶ月前までです。**それ以降は窓口での受付のみとなりますので、郵送での更新はお早めにお問い合わせください。
- (2) 指定の有効期間内に更新の申請がなかった場合は、指定の失効となります。失効しましたら、給水装置工事を行うことが出来なくなりますので、ご注意ください。
- (3) 指定事項や選任している主任技術者の変更の届出が漏れていると、更新申請を行うことができないため、事前に変更手続きをお願い致します。

(記載例1) 指定給水装置工事事業者指定申請書

(表 面)

(裏 面)

(札幌市様式)

様式第1 (第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

札幌市水道事業管理者 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 フリガナ 〇〇セツビ  
氏名又は名称 株式会社〇〇設備  
郵便番号 〒060-0042  
住 所 札幌市中央区大通東11丁目23番地

フリガナ スイドウ タロウ  
代表者氏名 代表取締役 水道 太郎  
電話番号 011-211-7055  
FAX番号(任意) 011-211-7082  
Eメールアドレス(任意) sapporosuido@city.sapporo.jp

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
スイドウ タロウ 代表取締役 水道 太郎	キタ サブロウ 監査役 北 三郎
スイドウ ハナコ 取締役 水道 花子	※登録簿等のとおり、全員の 氏名を記入してください。 ※個人の場合は代表者氏名を 記入してください。
チュウオウ ジロウ 取締役 中央 次郎	

事業の範囲 **給水装置工事事業**

機械器具の名称、性能及び数 別表のとおり

※定款・登録簿等に記載されている「目的」のうち、給水装置工事事業に該当するものを記入してください。

当該給水区域で給水装置工事事業者を行う事業所の名称	株式会社〇〇設備
上記事業所の郵便番号 所在地 フリガナ 代表者氏名 電話番号 FAX番号(任意) Eメールアドレス(任意)	〒060-0042 札幌市中央区大通東11丁目23番地 スイドウ タロウ 水道太郎 011-211-7055 011-211-7082 sapporosuido@city.sapporo.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事事業者主任技術者の氏名	給水装置工事事業者主任技術者免状の交付番号
ヒガシ シロウ 東 四郎 シロイン ゴロウ 白石 五郎	123456 7890

  

当該給水区域で給水装置工事事業者を行う事業所の名称	
上記事業所の郵便番号 所在地 フリガナ 代表者氏名 電話番号 FAX番号(任意) Eメールアドレス(任意)	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事事業者主任技術者の氏名	給水装置工事事業者主任技術者免状の交付番号

(記載例2) 機械器具調書

別表 (第 18 条関係)

機 械 器 具 調 書

〇〇年〇〇月〇〇日現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金きりのこ シャーパー エンジンカッター パイプカッター	ABC-123	2	
			1	
			1	
			1	
管の加工用の 機械器具	やすり パイプねじ切り器	DE-45	2	
			1	
接合用の機械 器具	トーチランプ パイプレンチ	F678 GH9	1	
			1	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	IJK001	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(記載例3) 誓約書

様式第 2 (第 18 条及び第 34 条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イから  
へまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者  
氏名又は名称 株式会社〇〇設備  
住所 札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地  
代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

札幌市水道事業管理者 殿



(記載例 4)

**4 過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況(下請け等も含む)**

- ・資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。
- ・過去一年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。
- ・「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※保有資格等の例	
①	水道事業者等によって行われた試験等による資格(配管工、その他類似の名称のものを含む)
②	職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 44 条に規定する配管技能士
③	職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
④	公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない

技能を有する者の 氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	保有している資格等	工事 年度
水道 太郎	○	配管技能者講習会修了者	R4

水道法施行規則
<b>第 36 条</b> 法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)
2 <u>配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。</u>